

手続名	根拠規定	オンライン化できない理由	オンライン化できない理由(内容)等
国民生活基礎調査(都道府県知事から厚生労働大臣への提出)	国民生活基礎調査規則第11条第5項 統計法	4	世帯主等からの調査票の申告は、調査員による対面審査を要し電子化が困難なため、その調査票のオンライン化を実施するための整備に時間を要する。
毎月勤労統計調査(特別調査の都道府県知事から厚生労働大臣への提出)	毎月勤労統計調査規則第18条 統計法	4	事業主からの調査票の申告は、調査員による対面審査を要し電子化が困難なため、その調査票のオンライン化の整備に時間を要する。
屋外労働者職種別賃金調査(調査事業所の事業主の申告義務)、(調査事業所の事業主から都道府県労働局長への提出)	屋外労働者職種別賃金調査規則第8条第2項、第9条 統計法	4	調査票の受付から審査、集計までの一連のシステム開発に時間を要する。
賃金構造基本統計調査(調査事業所の事業主の申告義務)、(調査事業所の事業主から都道府県労働局長への提出)	賃金構造基本統計調査規則第8条第2項、第3項 統計法	4	調査票の受付から審査、集計までの一連のシステム開発に時間を要する。
医師国家試験及び医師国家試験予備試験の手続	医師法第10条	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難
外国の医学校等を卒業した者等の受験資格の認定	医師法第11条第3号	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難
診療放射線技師の試験の手続	診療放射線技師法第18条	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難
外国の養成所等を卒業した者等の受験資格の認定	診療放射線技師法第20条第2号	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難
臨床検査技師の国家試験の手続	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第12条	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難
外国の養成所等を卒業した者等の受験資格の認定	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第15条3号	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難
理学療法士及び作業療法士の国家試験の手続	理学療法士及び作業療法士法第10条	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難
外国の養成施設等を卒業した者等の受験資格の認定	理学療法士及び作業療法士法第11条3号	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難
外国の養成施設等を卒業した者等の受験資格の認定	理学療法士及び作業療法士法第12条第3号	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難
視能訓練士の試験の手続	視能訓練士法第11条	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難
外国の養成所等を卒業した者等の受験資格の認定	視能訓練士法第14条第3号	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難
歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験の手続	歯科医師法第10条	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難
外国の歯科医学校を卒業した者等の受験資格の認定	歯科医師法第11条第3号	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難
外国の歯科衛生士学校等を卒業した者等の受験資格の認定	歯科衛生士法第12条第3号	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難
外国の歯科技工士学校等を卒業した者等の受験資格の認定	歯科技工士法第14条第4号	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難
(1)保健師(2)助産師(3)看護師の国家試験の手続	保健師助産師看護師法第18条	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難
外国の保健師学校等を卒業した者等の受験資格の認定	保健師助産師看護師法第19条第3号	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難
外国の助産師学校等を卒業した者等の受験資格の認定	保健師助産師看護師法第20条第3号	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難
義肢装具士の免許の申請	義肢装具士法第3条	4	システム検討に時間を要するため平成15年度までのオンライン化困難
外国の養成所卒業業者等の受験資格の認定	義肢装具士法第14条第4号	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難

別添国3 A
 国の行政機関が扱う申請・届出等手続で平成15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠規定	オンライン化できない理由	オンライン化できない理由(内容)等
臨床工学技士の免許の申請	臨床工学技士法第3条	4	システム検討に時間を要するため平成15年度までのオンライン化困難
外国の養成所卒業者等の受験資格の認定	臨床工学技士法第14条第5号	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難
外国の言語聴覚士養成所卒業者等の受験資格の認定	言語聴覚士法第33条第6号	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難
外国の看護師学校等を卒業した者等の受験資格の認定	保健師助産師看護師法第21条第4号	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難
外国の救急救命士養成所卒業者等の受験資格の認定	救急救命士法第34条第5号	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難
管理栄養士の試験	栄養士法施行規則第18条	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるため
建築物環境衛生管理技術者免状の書換え	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条第5項	4	申請時に現物の提出を求めているため、現在の技術では15年度までのオンライン化困難
薬剤師の国家試験	薬剤師法施行規則第10条	4	不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるため
製造所固有の記号の届出	食品衛生法施行規則第5条第10項、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令第7条第8項 食品衛生法	4	システム検討、整備に時間を要するため15年度までのオンライン化困難(システムの連携が必要)
特定保健用食品の安全性及び効果の審査の申請(平成13年3月27日厚生労働省告示第96号)第2条 栄養改善法	特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手続(平成13年3月27日厚生労働省告示第96号)第2条 栄養改善法	4	システム検討、整備に時間を要するため15年度までのオンライン化困難
印紙保険料納付計器指定申請書	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第45条第1項、第2項	4	指定等を受けようとする機器本体の提示が必要となるためオンライン化に馴染まない
始動票札受領通帳交付申請書	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第50条第1項、第2項	4	指定等を受けようとする機器本体の提示が必要となるためオンライン化に馴染まない
未支給の失業等給付の申請(求職者給付)	雇用保険法第10条の2、同法施行規則第17条の2、第47条、第65条、第65条の5、第69条、第77条	2	失業認定申請書の提出について、請求人の公共職業安定所への出頭を義務づけており、また、失業の認定には、失業認定期間中の失業の状態、就労を正確かつ詳細に確認をする必要があるため。
失業の認定手続(基本手当、高齢求職者給付金、特例一時金の申請(失業認定申告書の提出)、日雇労働求職者給付金の申請を含む。)	雇用保険法第15条、第37条の4第4項、第40条第3項、第47条第2項、同法施行規則第19条第1項、第20条第2項、第22条第1項、第25条、第65条の5、第69条、第75条	2	失業認定申請書の提出について、本人の公共職業安定所への出頭を義務づけており、また、失業の認定には失業認定期間中の失業の状態、就労状況等について本人から正確かつ詳細に確認をする必要があるため。
日雇労働被保険者資格取得届	雇用保険法第43条第1項、同法施行規則第72条第1項	4	適正給付の観点から、現状では、本人確認を十分に行った上で、届出の内容と関係書類(住民票又は住民票記載事項証明書等)との照合を行っているため、平成15年度までにはオンライン化困難。
日雇労働被保険者任意加入の申請	雇用保険法第6条第1号の3、同法施行規則第71条第1項	2	任意加入によって日雇労働被保険者となるようとする日雇労働者に対して、管轄公共職業安定所への出頭を義務づけているため。
雇用保険被保険者資格継続の認可申請	雇用保険法第43条第2項、同法施行規則第74条第1項	4	適正給付の観点から、システムを検討する必要がある、また、現状では、本人確認を十分に行った上で、届出の内容と関係書類(被保険者手帳)との照合を行う必要があるため。なお、添付書類についてはオンライン化可能性を検討。
再就職援助計画の申請	雇用対策法第24条	4	現状では、再就職援助計画の内容が再就職援助の対象者の状況に応じた的確なものであることを確認する必要がある、作成の際に安定所がその計画の内容や再就職援助の実施に対しての必要な助言、援助を行う必要があることから、申請の際に事業主に対する対面審査を実施しており、オンライン化後も再就職援助計画の適正な申請を担保する観点から、システム検討、整備に時間を要するため15年度までのオンライン化困難。
新規卒業者について募集を中止する場合等の通知(1)新規卒業者の募集の中止又は募集人員の減員(2)新規卒業者の内定の取消し又は撤回(3)新規卒業者の内定期間の延長	職業安定法施行規則第35条第2項	4	現状では、当該通知により、正確かつ詳細な情報を入手し、新規卒業者の就職活動に重大な影響が生じないよう的確な対応を行う必要があることから、通知の際に必要な助言、指導等を実施しており、オンライン化後も適正な指導を担保する観点からシステム検討、整備に時間を要するため15年度までのオンライン化困難。
再就職援助計画の変更(法第24条に基づく)	雇用対策法第24条第3項	4	現状では、再就職援助計画の内容が再就職援助の対象者の状況に応じた的確なものであることを確認する必要がある、作成の際に安定所がその計画の内容や再就職援助の実施に対しての必要な助言、援助を行う必要があることから、申請の際に事業主に対する対面審査を実施しており、オンライン化後も再就職援助計画の適正な申請を担保する観点から、システム検討、整備に時間を要するため15年度までのオンライン化困難。
再就職援助計画の申請(法第25条に基づく)	雇用対策法第25条第1項	4	現状では、再就職援助計画の内容が再就職援助の対象者の状況に応じた的確なものであることを確認する必要がある、作成の際に安定所がその計画の内容や再就職援助の実施に対しての必要な助言、援助を行う必要があることから、申請の際に事業主に対する対面審査を実施しており、オンライン化後も再就職援助計画の適正な申請を担保する観点から、システム検討、整備に時間を要するため15年度までのオンライン化困難。

別添国3 A
 国の行政機関が扱う申請・届出等手続で平成15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠規定	オンライン化できない理由	オンライン化できない理由(内容)等
再就職援助計画の変更(法第25条に基づく)	雇用対策法第25条第1項	4	現状では、再就職援助計画の内容が再就職援助の対象者の状況に応じた確なものであることを確認する必要があり、作成の際に安定所がその計画の内容や再就職援助の実施に対しての必要な助言、援助を行う必要があることから、申請の際に事業主に対する対面審査を実施しており、オンライン化後も再就職援助計画の適正な申請を担保する観点から、システム検討、整備に時間を要するため15年度までのオンライン化困難。
駐留軍関係離職者の認定の申請	駐留軍関係離職者等の臨時措置法に基づく就職指導に関する省令第3条、6条	4	適正給付の観点から、システムを検討する必要があるため、15年度までのオンライン化困難。
駐留軍関係離職者の認定の申請	駐留軍関係離職者等の臨時措置法に基づく就職指導に関する省令第5条、6条	4	適正給付の観点から、システムを検討する必要があるため、15年度までのオンライン化困難。
駐留軍関係離職者による氏名又は住所変更等の届出	駐留軍関係離職者等の臨時措置法に基づく就職指導に関する省令第7条の2	4	適正給付の観点から、システムを検討する必要があるため、15年度までのオンライン化困難。
駐留軍関係離職者就職指導票の提出	駐留軍関係離職者等の臨時措置法に基づく就職指導に関する省令第14条	4	現状では、携帯性を有し、現物を交付しており、システム検討、整備に時間を要するため15年度までのオンライン化困難。
沖縄失業者求職手帳の発給の申請	沖縄振興特別措置法第78条、沖縄振興開発特別措置法に基づく就職指導等に関する省令第3条、第4条	4	適正給付の観点から、システムを検討する必要があるため、15年度までのオンライン化困難。
沖縄失業者求職手帳の発給の申請時の必要書面の提出	沖縄振興特別措置法に基づく就職指導等に関する省令第4条	4	適正給付の観点から、システムを検討する必要があるため、15年度までのオンライン化困難。
沖縄失業者求職手帳所持者による氏名又は住所変更等の届出	沖縄振興特別措置法に基づく就職指導等に関する省令第8条	4	適正給付の観点から、システムを検討する必要があるため、15年度までのオンライン化困難。
沖縄失業者求職手帳の提出	沖縄振興特別措置法に基づく就職指導等に関する省令第12条	4	現状では、携帯性を有し、現物を交付しており、システム検討、整備に時間を要するため15年度までのオンライン化困難。
漁業離職者求職手帳の発給申請	国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法第4条第1項、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第3条の2第1項	4	適正給付の観点から、システムを検討する必要があるため、15年度までのオンライン化困難。
漁業離職者求職手帳の発給申請	雇用対策法施行規則附則第3条第1項及び第2項	4	適正給付の観点から、システムを検討する必要があるため、15年度までのオンライン化困難。
漁業離職者求職手帳所持者の不出頭理由を記載した文書の提出	国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第7条第2項	4	適正給付の観点から、システムを検討する必要があるため、15年度までのオンライン化困難。
就職指導を受ける際の漁業離職者求職手帳の提出	国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第8条	4	現状では、携帯性を有し、現物を交付しており、オンライン化検討、整備に時間を要するため15年度までのオンライン化困難。
一般旅客定期航空路事業等離職者求職手帳の発給申請	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航空路事業等に関する特別措置法第16条第1項又は第2項、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航空路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令第1条	4	適正給付の観点から、システムを検討する必要があるため、15年度までのオンライン化困難。
就職指導を受ける際の一般旅客定期航空路事業等離職者求職手帳の提出	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航空路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令第7条	4	現状では、携帯性を有し、現物を交付しており、オンライン化検討、整備に時間を要するため15年度までのオンライン化困難。
休業の確認及び休業票の交付	激甚災害時における雇用保険による求職者給付の支給の特例に関する省令第2条第1項、同省令第3条第1項	4	適正給付の観点から、システムを検討する必要があるため、15年度までのオンライン化困難。
支給資格決定及び雇用保険支給資格者証の交付	激甚災害時における雇用保険による求職者給付の支給の特例に関する省令第4条第1項、同省令第5条第1項	2	休業票の提出について、本人の公共職業安定所への出頭を義務づけており、また、休業の認定には休業認定期間中の休業の状態、就労状況等について本人から正確かつ詳細に確認をする必要があるため。
失業の認定(雇用保険支給資格者証の提出)	激甚災害時における雇用保険による求職者給付の支給の特例に関する省令第6条	2	激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例に関する省令第6条により、失業の認定については、公共職業安定所への出頭を義務づけており、対面により失業期間中の失業の状態、就労を正確かつ詳細に確認する必要があり、休業票について、次の公共職業安定所への出頭日において提出し、同様に確認を行う必要があるため。
失業の認定(離職前の休業の認定に係る失業の認定等)	激甚災害時における雇用保険による求職者給付の支給の特例に関する省令第9条	2	激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例に関する省令第9条の規定により、離職前の休業に係る失業の認定等については、公共職業安定所への出頭を義務づけており、対面で休業票により失業期間中の失業の状態、就労を正確かつ詳細に確認する必要があり、その処分に関する事項を受給資格者証に必要な改訂をした上、返付しなげらばとされているため。

手続名	根拠規定	オンライン化できない理由	オンライン化できない理由(内容)等
休業者の離職に関する届出	激甚災害時における雇用保険による求職者給付の支給の特例に関する省令第10条、同省令第4条第1項及び第2項	4	休業票の提出について、現状では、本人の公共職業安定所への出頭を求めており、また、休業の認定には休業認定期間中の休業の状態、就労状況等について本人から正確かつ詳細に確認をする必要があるため15年度までのオンライン化困難。
未支給求職者給付の認定	激甚災害時における雇用保険による求職者給付の支給の特例に関する省令第11条第1項	2	激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例に関する省令第11条により失業の認定について未支給給付請求者の公共職業安定所への出頭を義務づけており対面で休業票により支給されるべき失業期間中の失業の状態、就労等を正確かつ詳細に確認する必要があるため。
中高年齢失業者等求職手帳の発給申請	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第12条・施行規則第7条	4	適正給付の観点から、システムを検討する必要があるため、15年度までのオンライン化困難。
市町村を経由する申請・届出等手続にかかる処分通知等の処理手続	国民年金法施行規則13条、27条、38条の2、55条、60条の9、62条、63条の4、81条、老齢福祉年金支給規則15条、国民年金法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則14条、15条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	4	市町村システムと接続する汎用受付システム等のシステム開発に期間を要するため、平成16年度以降に実施予定
所管手続数合計		68	

注1) 本表は、平成15年度までにオンライン化を実施することが困難であるものについて記載している。

2) 「オンライン化できない理由」欄には、「申請時に電磁的記録に代えることが困難な現物の提示を要する場合」は「1」、「申請者への対面審査(出頭の義務付け)を要する場合」は「2」、「その他の場合(手続の性質によりオンライン化条件整備ができないものに限る。)」は「3」、「オンライン化条件整備はするが、平成15年度までに実施困難な場合」は「4」と記述している。